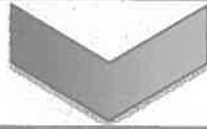


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 1 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 1 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 9 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 10 月 6 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	8,560,000 6,848,000		1,712,000	29,373	6,293



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 渋谷区幡ケ谷三丁目 9 番地 2 3

建物の名称 ペンギン幡ケ谷

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 幡ケ谷三丁目 9 番 2 3 の 3 0 6

建物の名称 3 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 1 4 . 4 6 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 渋谷区幡ケ谷三丁目 9 番 2 3

地 目 宅地

地 積 3 5 8 . 4 7 平方メートル

（現況）

地 目 宅地一部公衆用道路

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 4 4 4 8 7 分の 1 6 5 0



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 4日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 渋谷区幡ヶ谷三丁目 9 番地 23

建物の名称 ペンギン幡ヶ谷

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 幡ヶ谷三丁目 9 番 23 の 306

建物の名称 306

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 14.46 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 渋谷区幡ヶ谷三丁目 9 番 23

地 目 宅地

地 積 358.47 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44487 分の 1650



令和8年（ケ）第108号
令和8年6月10日受理
令和8年7月6日提出
（評価人 岩 下 剛 佳）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 塚 田 正

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 渋谷区幡ヶ谷三丁目9番地23

建物の名称 ペンギン幡ヶ谷

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 幡ヶ谷三丁目9番23の306

建物の名称 306

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 14.46平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 渋谷区幡ヶ谷三丁目9番23

地 目 宅地

地 積 358.47平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44487分の1650



(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	渋谷区幡ヶ谷三丁目9番3号 ペンギン幡ヶ谷306		
建物	物件1		
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況 (月額)	管理費 10,200円 修繕積立金 3,600円	令和8年6月16日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある 計 円 令和 年 月分から令和 年 月分まで ☒ 遅延損害金 年利15パーセントの定めあり	
管理費等照会先	ユニオン・シティサービス株式会社		
その他の事項	回答書には競売手続中に滞納が発生すれば買受人に請求する旨の記載がある		
敷地権	符号1		
現況地目	☒ 宅地 (一部公衆用道路) (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項	南東側で私道 (建築基準法第42条1項5号該当) に接面する		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■B (占有者) ☐ ()) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成30年12月3日 (住民票から記載)	
最初の契約等	契約日	平成30年12月3日頃	
	期間	平成30年12月3日 ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし ■不明	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金56,350円 (支払時期不明) ☐ 前払 () 分 () 円) ☐ 相殺 () 分 () 円)	
敷金・保証金		☐ ない ■ある (■敷金69,000円くらい ☐ 保証金 () 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		管理費月3,000円別途	
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
建物所有者から回答書等の提出がないため、関係人の陳述等から記載した。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (占有者)	1 私は本件建物を居宅としてのみ使用しています。 2 本件建物は8年位前から建物所有者から賃借しています。賃貸借契約書が手元にないため詳細は分かりませんが、家賃は月56,350円、管理費月3,000円、敷金69,000円くらいを支払っています。 3 更新契約書を作成したことはありませんし、更新料を支払ったこともありません。契約が更新されているか分かりません。 4 本件建物内で不具合な部分はありません。 (令和8年7月2日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受け及び表札には表示はなかった。
- 3 立入調査を実施したところ、占有者が在室し、関係人の陳述に記載のとおり述べ、室内には日常使用される動産一式が存在し、居宅として使用されていることが窺われた。
- 4 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月11日 : - :	当 庁	管理費等調査照会 FAX
令和8年6月15日 17:50-18:00	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、物件調査、占有調査、写真撮影 照会書差置
令和8年6月16日 : - :	当 庁	照会書送付（建物所有者）（期限までに回答なし）
令和8年7月2日 15:35-16:03	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評 価人同行、Bに面接聴取
令和8年7月3日 : - :	渋谷区役所	住民票交付申請
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件が施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年7月2日

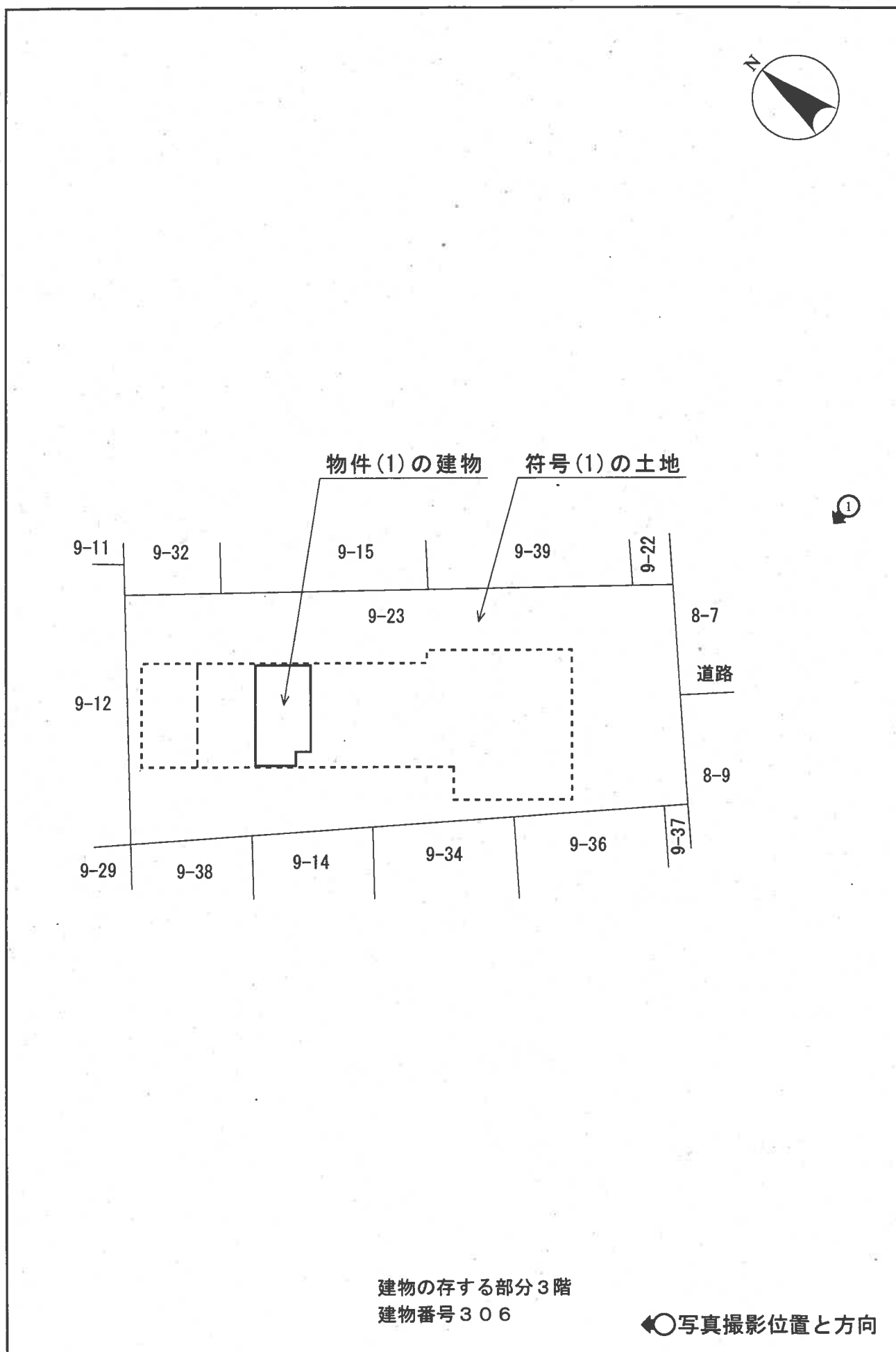
エントランスのオートロックは不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

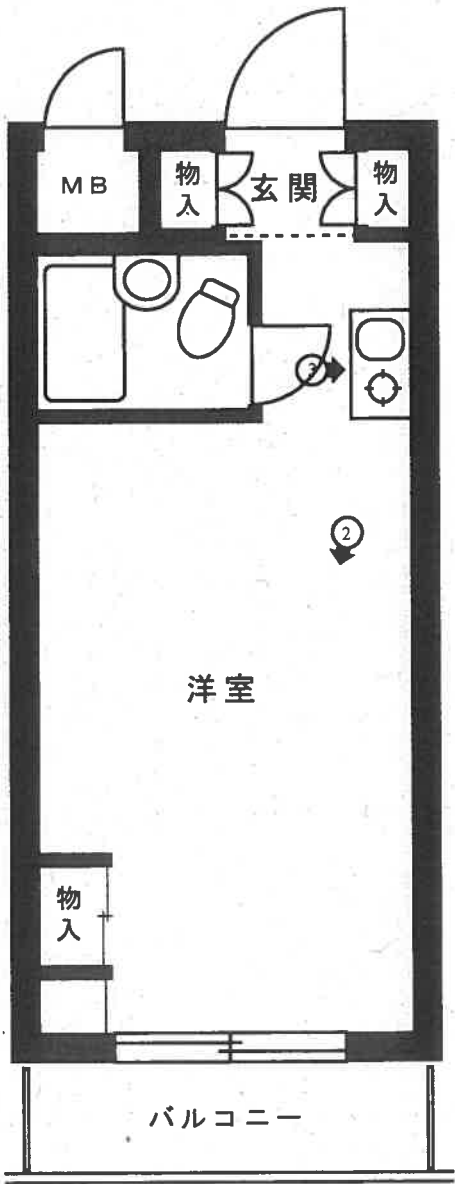
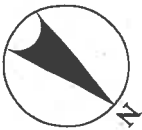
目的物件は施錠されていたので、玄関扉に設置されていたインターホンで呼びかけたところ、占有者が在室していた。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

 (注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)





◀○写真撮影位置と方向

001



002



003



令和 8 年（ケ）第 108 号
令和 8 年 7 月 2 日 現地調査
令和 8 年 7 月 20 日 評 価

東京地方裁判所 御 中

評 価 書

評価人 岩 下 剛 佳

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物 件 1	金 8 , 5 6 0 , 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり		(住居表示) 渋谷区幡ヶ谷3丁目9番3号 (マンション名, 部屋番号) ペンギン幡ヶ谷 306号室 (土地の符号1) 地目: 宅地, 一部公衆用道路
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については, 登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 渋谷区幡ヶ谷三丁目9番地23

建物の名称 ペンギン幡ヶ谷

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 幡ヶ谷三丁目9番23の306

建物の名称 306

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 14.46平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 渋谷区幡ヶ谷三丁目9番23

地 目 宅地

地 積 358.47平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44487分の1650

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	京王新線「幡ヶ谷」駅の北方道路距離約 530m(徒歩約 7 分), 渋谷区幡ヶ谷 3 丁目 9 番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅, 中層の共同住宅が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第 1 種住居地域 60% (指定) 300% (指定) 準防火地域 20m 第 3 種高度地区, 日影規制 4h-2.5h/4m, 宅地造成等工事規制区域
面 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	358.47 m ² ほぼ長方形 約 11.5m・約 27m 平坦 特になし
接面道路の状況 等	南東側現況幅員 3.8m 舗装私道 (建築基準法 42 条 1 項 5 号該 当) にほぼ等高に接面する中間画地。	
土 地 の 利 用 状 況等	物件 1 を含む一棟の建物敷地及び公衆用道路 (上記私道の一 部) として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図 面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり 私設管利用と思われるが詳細不明。
敷地権の表示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 44,487 分の 1,650
特 記 事 項	接面道路は位置指定道路 (旧市街地建築物法の告示建築線) である。対象土地付近の指定幅員は 4.00m であり, これに満 たない部分は原状回復 (セットバック) を要する。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ペンギン幡ヶ谷	
建物の用途	共同住宅（総戸数 28戸，他に管理員室1戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（閉鎖登記簿記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和63年6月20日新築 約38年 約12年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 延床面積 528.60㎡	
仕様	外壁 その他	タイル貼等 なし
設備等	集合郵便受，カメラ付き集合玄関機，自転車置場， ゴミ置場，防犯カメラ，増圧直結給水ポンプ等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり ユニオン・シティサービス(株) 委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	なし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート 造1階建・居宅	
位 置	3階（306号室）・中間部屋 主要開口部の方位：北東向き	
床 面 積	専 有 面 積	14.46㎡
	共用部分を含む現況床面積	19.61㎡
間 取 り	ワンルーム	
バルコニー等	北東側にバルコニーあり	
仕 様	天 井 床 内 設 壁 備 そ の 他	ビニールクロス等 フローリング、塩ビシート等 ビニールクロス等 ミニシステムキッチン、3点ユニットバス、 ガス給湯器、エアコン等 なし
保 守 管 理 の 状 態	やや劣る（内壁やユニットバスの汚れがやや目立つ状態）	
管 理 費 等	管 理 費	10,200円（月額）
	修 繕 積 立 金	3,600円（月額）
	そ の 他	なし
	滞 納 額	なし
	遅 延 損 害 金	なし
（令和8年6月16日現在）		
専有部分の利用 状況等	下記〈建物の占有者等の状況一覧〉のとおり。	
特 記 事 項	管理会社によれば、競売手続き中に管理費等の滞納が発生すれば買受人に請求するとのことである。	

〈建物の占有者等の状況一覧〉

賃貸人等	賃借人等	占有開始日	契約期間	月額賃料	預り金等
所有者	現占有者	H30.12.3	H30.12.3 ～ 不明	56,350 円 (別途管理費 3,000 円)	69,000 円くらい (敷金)
占有権原は賃借権。現占有者が住居として使用している。					

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり，買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので，積算価格と収益価格を求めて，これらを調整して得た価格に基づき，競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡） ア	現況床面積（㎡） イ	現 価 率 ウ	建物価格（円） エ
415,000	× 19.61	× 0.17	= 1,380,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 38 年，経済的残存耐用年数約 12 年，観察減価率 30%（保守管理の状況を考慮）
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。
現価率：経済的残存耐用年数÷（経過年数＋経済的残存耐用年数）×（1－観察減価率）
現価率＝12 年÷（38 年＋12 年）×（1－0.30）＝0.17（小数第 3 位を四捨五入）

エ 建物価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地積（㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権の割合 オ	敷地権価格（円） カ
標準画地価格 （円／㎡）ア	個別格差 イ				
856,000	× 0.93	× 358.47	× 1.00	× 1,650／44,487	= 10,580,000

- ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 渋谷-7

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(公示価格等)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} & & \\ 952,000 \text{ 円/m}^2 & \times 107/100 & \times 100/100 & \times 100/119 & = 856,000 \text{ 円/m}^2 & & \\ & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} & & \end{array}$$

時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：必要なし。

地域格差：公示地の所在地域は対象地域に比し、街路条件、交通接近条件、環境条件でやや優ること等を考慮して、総合の地域格差を判定した。

- イ 個別格差：減価要因としての私道負担及びセットバックを考慮して、総合の個別格差を判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：必要なし。

オ 敷地権割合：登記記載による敷地権の割合による。

カ 敷地権価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格（円）	敷地権価格（円）	価格補正	個別格差	占有減価修正	積算価格（円）
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
(1,380,000	+ 10,580,000)	× 1.00	× 1.00	× 1.00	= 11,960,000

ア 建物価格：前記 1①エ

イ 敷地権価格：前記 1②カ

ウ 価格補正：必要なし。

エ 個別格差：階層別補正…… 1.00（対象：3階・基準階：2～3階）
位置別等修正… 1.00（中間部屋）
その他…………… なし
相乗積 1.00 × 1.00 = 1.00

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物であり、その賃貸状況は標準的で妥当と判断されるため、現行の賃貸条件を参考として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

ただし、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに、競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約によるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格*1 $\text{イ} \div \text{ウ} \times (1 - 0.03)$	複利 現価率 *2 (3.9%)	正味復帰 価格現価 $\text{エ} \times \text{オ} = \text{カ}$	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ × オ = カ	ア + カ = キ
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
212,300 (2.1%)	471,325	4.1	11,150,860	0.8916	9,942,107 (97.9%)	10,150,000 (100%)

*1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

*2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.9\%)^3 = 0.8916 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

目的物件は最寄り駅に比較的近い利便性に優れる単身世帯向けマンションで、自用目的での取得も考えられるが、投資用不動産として主として収益性を選択指標とした需要が支配的と予想される。

以上勘案し、収益価格をやや重視した関連付けをもって調整し、所要の修正を行ったうえ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積算価格	11,960,000 円
② 収益価格	10,150,000 円
③ 調整後の価格	10,700,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに、滞納管理費等相当額及びその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格（円） ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 （敷金等） （円） オ	評 価 額 （円） カ
10,700,000	× 1.00	× 0.80	× 1.00		= 8,560,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：必要なし。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評 価 額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（渋谷-7）

所 在：渋谷区本町1丁目9番13「本町1-9-12」

価 格：952,000 円／㎡

位 置：京王新線「初台」駅の西方道路距離約400m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：144 ㎡

供給処理施設：水道，ガス，下水

接 面 街 路：北西3.4m区道

用 途 地 域 等：第1種住居地域（建ぺい率60%，容積率300%），準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅，共同住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図（旧土地台帳附属地図）写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

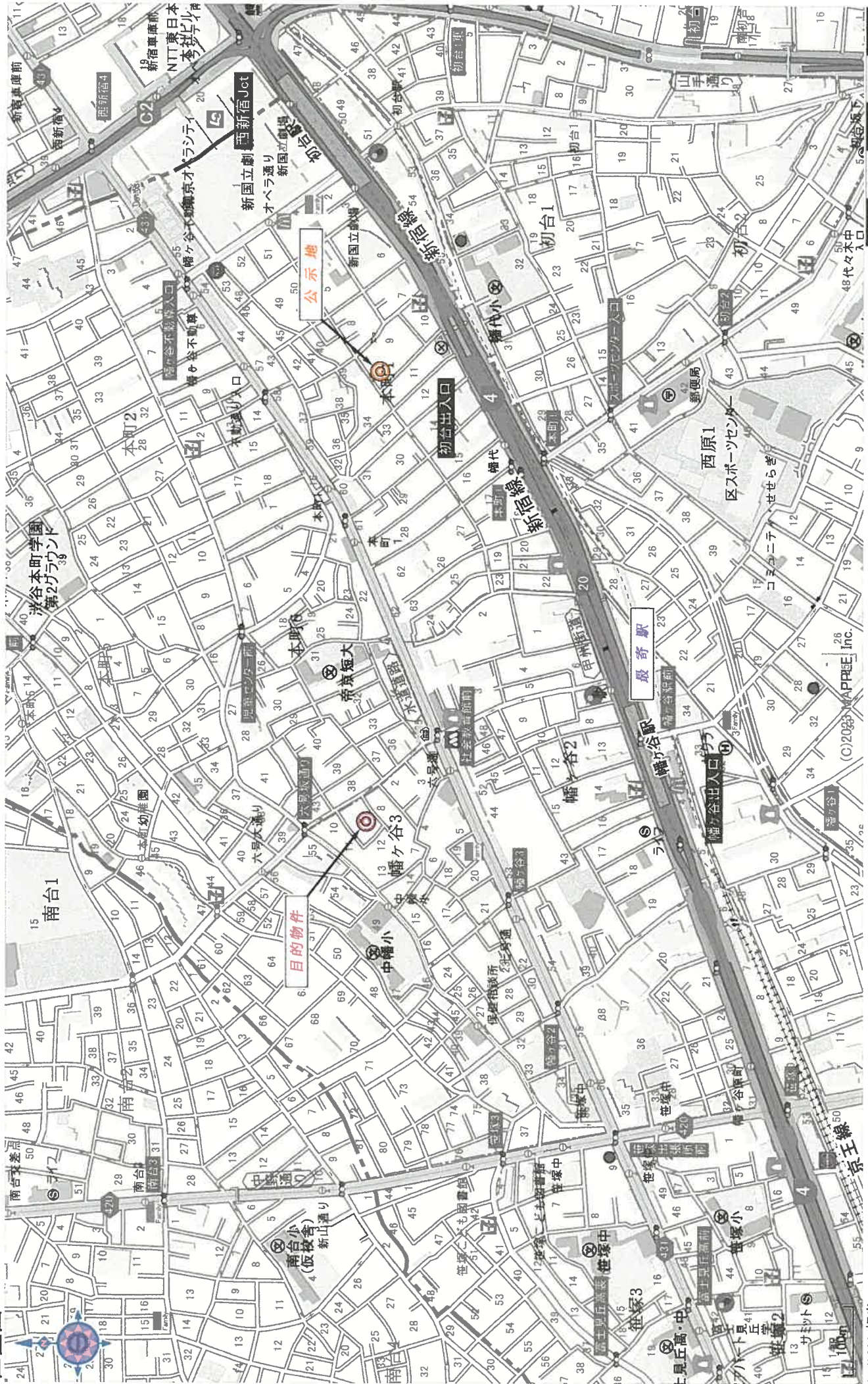
以 上

令和8年7月20日

評価人 不動産鑑定士

岩 下 剛 佳

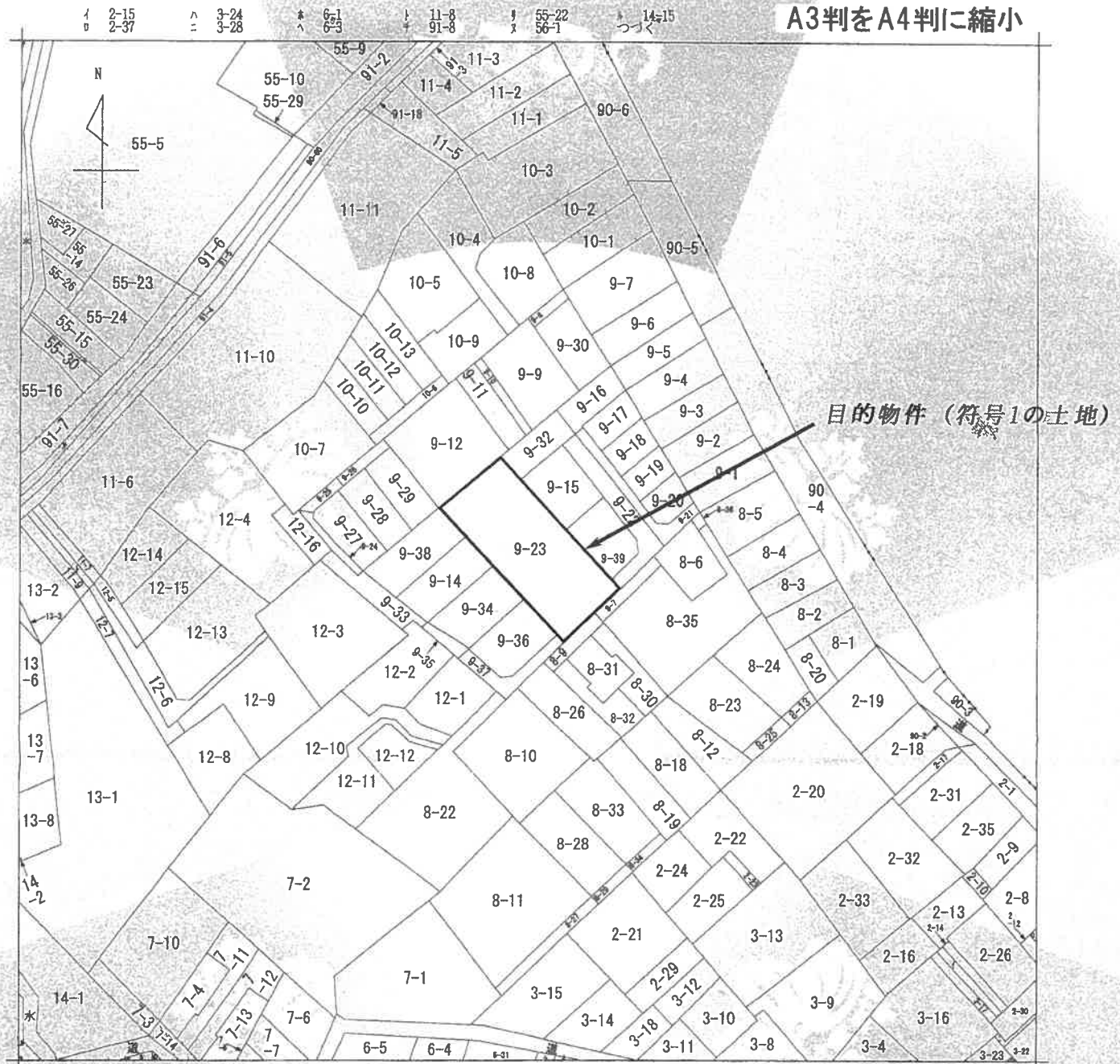
位置図



1:7,000 相当
地図使用承認(C)マップ第8-007号

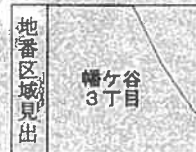
地図上の1センチは約70メートル

A3判をA4判に縮小



目的物件 (符号1の土地)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	渋谷区幅ヶ谷三丁目			地番	9番23		
出力尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日	昭和51年7月9日			備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日

東京法務局渋谷出張所

登記官

地図整理番号: M53640

(1/2)

登記年月日：昭和61年12月2日

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。

令和8年2月5日

東京法務局第3号出張所

登記官

地図整理番号：M53641

地積測量図

9-23

地番

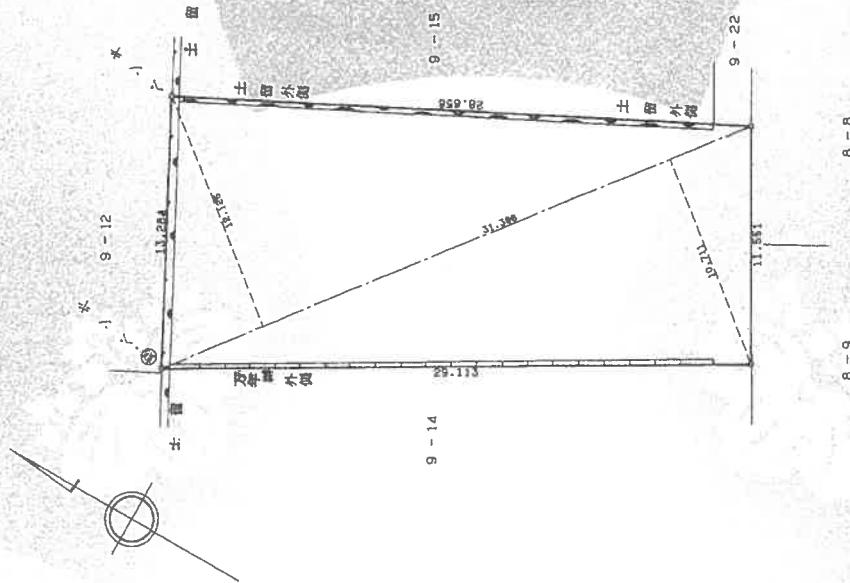
土地の所在

A3判をA4判に縮小

渋谷区幡ヶ谷三丁目

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
9-23		31.396	X 12.125	=	380.676500
		31.396	X 10.711	=	336.282556
		合計			716.959056 m ²
		面積			358.4795280 m ²
					358.47 m ²



作製者

土地家屋調査士

(昭和61年11月29日作製)

申請人

275017

縮尺 1/250

昭和六十年四月式日

登記年月日：平成6年9月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年2月5日 東京送務局茶谷出張所

登記官

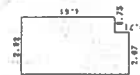
各階平面図

A3判をA4判に縮小

建物平面図

家屋番号
欄ヶ谷3丁目9番23
の306

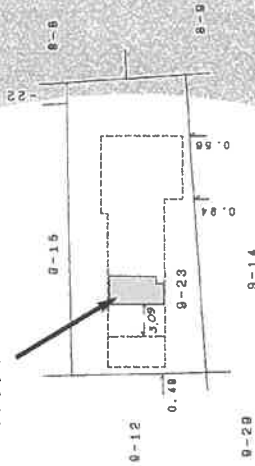
建物の所在
渋谷区欄ヶ谷3丁目9番地23



求積表

5.32 X 2.07 =	11.0124
4.61 X 0.75 =	3.4575
合計	14.4699
床面積	14.46 m ²

目的物件（専有部分）



建物の存する部分3階
建物番号 306

縮尺
1/250

縮尺
1/500

申請人
株式会社 ヘンソン
代表取締役

株式会社
代表取締役

126324

(東京土地家屋調査士会)

作製者
土地家屋調査士
茶谷

平成6年9月13日
(作成)

地図整理番号：M53642

平成6年九月廿二日